

第1回総会 議事録

総会開会時刻 令和5年7月31日（月曜日）午後1時30分

総会開会場所 市役所4階 大会議室

（農業委員の出席）

1番 一柳 泰徳	2番 朝日 貴光	3番 西良 利彦	4番 前原 良行
5番 金西 章	6番 原 美智子	7番 島田 正明	8番 豊田 泉朱
9番 樋富 美行	10番 山越 典子	11番 賀出 勝也	13番 服部 雅基
14番 川瀬 益栄	15番 舩越 康博	16番 井村 美江	17番 森 博之
18番 村岡 宇都美			

（農業委員の欠席者）

12番 増井 道宏 19番 青木 正廣

（農地利用最適化推進委員の出席）

1区 桑田 文丸	3区 松本 雅史	3区 中西 信之	4区 柳生 敬治
5区 宮田 芳和	6区 雲井 正博	7区 森吉 憲三	7区 徳山 守
8区 手塚 博	9区 岡崎 勢一	10区 宮城 仁	10区 里村 雅博

（農地利用最適化推進委員の欠席者）

2区 前島 義夫 6区 市山 賢光 9区 吉積 幸二

※5区定数2名のうち、1名欠員

（出席者）

局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」

その他

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について

※会長が欠席のため、小松島市農業委員会会議規則第6条の規定により、豊田委員が職務を代理。

総会開始 午後1時30分

職務代理者（豊田委員）

それでは、小松島市農業委員会 第1回総会を開催いたします。

本日は、新体制となつてから、初めて議案について審議を行う総会となります。継続委員のみならず、新任委員のみならず、円滑な会議の進行にご協力をいただけますようお願い申し上げます。

なお、推進委員のみならずは、農業委員会総会において、議決についてはご参加できませんが、事務局の説明等に対してご質問やご意見がありましたらご発言下さりますよう、宜しくお願いいたします。

議事に入る前に議事録署名者に、2番朝日貴光委員、11番賀出勝也委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、12番増井委員、19番青木委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、2件、2筆です。

◆議案書にそつて、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

職務代理者（豊田委員）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番の内容について、ご説明する前に、本日は第1回総会ということで、新任の委員さんも多くいらっしゃいますので、農地法第3条許可について、簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

農地を耕作を目的として、売買や贈与の所有権移転や賃貸借権などの権利設定をする場合は、農地法第3条の規定による農業委員会の許可が必要となります。

農地法第3条第2項の規定によりますと、許可するための要件がいくつかございまして、それらの要件を満たす必要がございます。まず、所有、賃借する農地すべてを効率よく耕作すること、でございます。この要件の中で、耕作に必要な機械の所有状況、農作業に従事する労働力、技術の有無、通作距離を確認することとなります。次に、耕作等に必要な農作業に常時、従事すること、でございます。あくまで、目安ですが、年間の耕作日数150日以上としております。それから、地域との調和、つまり、申請農地の周辺農地に影響を与えないこと、という要件がございます。周辺の農地の集約化や水利用、農薬使用の影響の有無などの確認をいたします。これらの諸要件について、あらかじめ、事務局で申請内容の審査をし、総会でご説明し、ご審議をいただくというような流れになります。また、担当の農業委員さんには、案件ごとに、現地を確認していただき、総会で補足のご意見を述べていただくようお願いしております。

それでは、整理番号1番の説明に移らせていただきます。

整理番号1番、田1筆、面積1, 267㎡、労力不足による所有権移転の申請です。

譲渡人が、高齢による労力不足で農地を手放すことを検討していたところ、以前より当該農地を賃借し、耕作していた譲受人との間で話がまとまり、農地法第3条許可申請書が提出されました。

なお、今回の農地法第3条の許可申請に当たり賃貸借契約がなされていたので、後に報告する9ページの報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」により、賃貸借契約を解約しております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離・耕作日数などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、こちらの案件の農地は、担当委員の交代がございましたので、今回は、前担当委員の栗本委員さんより、現地確認のうえ、問題ないのご意見をいただいております。

以上でございます。

職務代理人（豊田委員）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

職務代理人（豊田委員）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号2番、畑1筆、面積1, 487㎡、労力不足及び耕作不便、低産地のため、による所有権移転の申請です。

譲渡人は、当該農地を相続したものの、市外に在住しており、農地の耕作や管理が難しく、困っていたため、当該農地の近隣に住む方に相談をしたところ、今回の譲受人を紹介され、このたび、譲受人との間で話がまとまったことから、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、現在、農地を所有しておらず、賃借もしておりませんが、友人や知人の農地の耕作を手伝っており、農業の経験は2年以上となります。今回の申請地である畑は、山林に隣接しており、現状は、放置竹林の状態ですが、取得後に、整備し、タケノコの栽培を行う予定となっております。また、農作業に必要な機械や農機具を揃えており、自宅からも近い場所となります。これらのことから、農地法第3条第2項各号に規定する、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離・耕作日数などをみても問題がないこと、周辺には影響を与える農地もないことから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、令和5年度より、農地法第3条の改正がございまして、これまで要件の一つでありました、5反以上の農地を持った者でなければ新たに農地を取得できないという下限面積の要件が廃止されましたので、今回の方のように、取得後の耕作面積が5反未満の方も、他の要件を満たしていれば、農地法第3条の許可が認められるようになっております。

それから、こちらの案件の担当委員も今回交代されておりますが、前担当委員の谷崎委員からは、特に問題はないということで、ご意見をお伺いしております。

以上です。

職務代理者（豊田委員）

それでは、整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

職務代理者（豊田委員）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。
以上で議案第1号の審議を終了いたします。
引き続き、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の3ページをお開きください。
はじめに、議案書の訂正をお願いいたします。
議案書の4ページから6ページの一覧表の右上に、「令和5年6月」と記載がございますが、「令和5年7月」に訂正をお願いいたします。
それでは、議案第2号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は11件、24筆です。

◆議案書にそって、利用権の種類、設定する者、設定を受ける者、設定する農用地を朗読

農用地利用集積計画とは、先ほど、局長からも説明がありましたが、農業経営基盤強化促進法の規定により、利用権の設定に係る内容について定めたものとなります。

令和5年度の法改正により、地域計画の策定が義務付けられることとなり、今後、利用権の設定の方法が変更になることも考えられますが、地域計画が策定されるまでは、経過措置がございますので、今までどおりの、運用とさせていただきます。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えられます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

4ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

職務代理者（豊田委員）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。
それでは、議案第2号の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

職務代理者（豊田委員）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第2号については、可決と認めます。

以上で議案第2号を終了いたします。

以上で議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案外について事務局より報告をお願いします。

報告第1号について、事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

はじめに農地法第4条、第5条の届出について、簡単にご説明させていただきます。

農地法第4条と第5条は農地を農地以外のものに転用する手続きの規程でございますが、市街化調整区域では転用許可が必要であるのに対して、市街化区域は農業委員会への届出を行い、受理をすることで転用が可能となっております。そのため、受付から処理までの期間も概ね14日以内とされており、比較的、簡単に手続きすることが可能となっております。随時、受付をしており、事務局長の専決により処理が終わった案件を直近の総会でご報告させていただいております。なお、4条は自分の農地を他の方に移転することなく、所有者本人が転用する場合で、5条は他の方に所有権などの権利の移転や賃借権などの設定を行い、転用をする場合でございます。

それでは、議案書の7ページをお開きください。

報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

整理番号1番は、田1筆、転用面積1,522㎡の内188.96㎡、転用目的は農業用倉庫になります。この案件は市街化区域ではございませんが、200㎡未満の農業用施設の転用は、特例があり、許可が不要となっておりますので、農業委員会に届出をさせていただいております。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の8ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、届出件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、譲受人、譲渡人、申請内容、届出受付日、受付番号、受理通知日、受理番号を朗読

こちらの2件は、5条の届出ですので、市街化区域で、農地を転用し、所有権移転を行うということになります。

整理番号1番は、畑1筆、転用面積49㎡、転用目的は進入路、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

整理番号2番は、田1筆、転用面積1,083㎡、転用目的は太陽光発電施設、所有権移転での5条届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理し、受理通知を発出いたしました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の9ページをお開きください。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、3筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

なお、農地法第18条は、賃貸借の解約について規定した条文中でございまして、賃貸借の解約には、徳島県知事の許可が必要とされております。しかし、その例外を定めたものが農地法第18条第1項の但し書きにございまして、それらに該当する場合は、許可なくして、解約ができるということにございます。第18条第6項の規定は、簡単にご説明すると、賃貸借の解約が県知事の許可なく行われた場合は、当事者は農業委員会にその旨を通知しなければならないと定められておりますので、通知を受付しているということにございます。

なお、整理番号1番は、利用権の合意解約、整理番号2番の2筆は、永小作の合意解約となります。

以上で議案外の報告を終わります。

職務代理者（豊田委員）

ただいま、事務局より議案外3件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

職務代理者（豊田委員）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件の協議に移ります。「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、市農林水産課より、農業委員会の意見を求められております。それでは、内容について、農林水産課の担当者より説明をお願いします。

農林水産課（担当者）

農林水産課の小川と申します。よろしく申し上げます。

それでは、私の方から農業経営の基盤に関する基本的な構想の一部変更について、ご説明させていただきます。

まず、その前に『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』とはどういうものかを簡単にご説明させていただきます。『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』とは、『農業経営基盤強化促進法』に基づき、各都道府県が『農業経営強化促進基本方針』を作成し、それに沿って、市町村が『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』を作成しております。

『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想』には、地域に応じた農業の目標であったり、認定農業者や新規就農者の認定基準、利用集積に関することを記載しているというものになります。

では、今回の改正でなぜ、どこが変わったのかということでございますが、皆様には、先般、総会資料と一緒に、資料一式を送付させていただいております。

それでは、一枚ものの『農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更概要について』をご覧ください。

まず、改正理由ですが、基本となる農業経営基盤強化促進法が変更になったため、県の基本方針が変更になったため、本市の基本構想もそれに沿ったものに変更するものでございます。

次に変更箇所でございますが、第1の目標というところは、有機農業やDXやGXの実現などについて加筆しております。

第2の農業経営の規模等の記載については、県のしいたけの農業指標が変更になっておりましたので、そちらに修正いたします。

第3は変更ありません。

第4は、第6の最後にあった新規就農者の確保やフォローについて、前出しいたしまして、新たな章として新設しております。

第5は、農地の集積について、時点修正をさせていただいております。

第6は、法令で新しく策定が義務付けられました、農地の集積に関する地域計画策定についての記載を追加させていただいております。今後、皆様のご協力を得ながら、令和6年度末までに地域計画を策定することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

冊子については、修正箇所に下線を引かせていただいております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

職務代理人（豊田委員）

ただいま、農林水産課より「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について説明がありました。

何か質疑、ご意見等はございませんか。

（※「なし」の声あり）

職務代理人（豊田委員）

ご意見等ないようですので、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」については、意見なしで、農林水産課へ回答いたします。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

この後、事務局より研修及び事務連絡がございますので、よろしく願いいたします。

終了時刻 午後2時5分

会議録署名委員 2番 朝日 貴光 委員

11番 賀出 勝也 委員